

おかげさまで 開業11周年 ありがとうございます

地引労務管理事務所

事務所便り 2019年2月号

2019年も早くも1ヶ月が過ぎましたね。年始のトクバタ感がようやく落ち着いたところで、今度は年度末への準備ですね。今年も2月は28日しかないうえに祝日もありますから、1月よりもかなり早く感じるかもしれませんね。

働き方改革関連法の一部の施行が4月1日からという事で、特に有給休暇の付与義務についてのお問合せが増えています。ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問合せください。

スポーツでは、男子サッカーのアジアカップの決勝が今月1日に行われ、日本は準優勝しましたね。グループリーグから観ていましたが、日本のサッカーがかつてのようにアジアで抜きんでた位置にいないことがはっきりしましたね。来年の東京オリンピックは開催国としてアジア予選が無いぶん、どのように強化するかを、個人的に注目しています。

2月のトピックス

- ・ 裁量労働制の不適切運用企業の公表について
- ・ 毎月勤労統計調査に係る雇用保険、労災保険等の追加給付について

裁量労働制の不適切運用企業の公表について

厚生労働省が、裁量労働制の厳格な運用を促すため、複数の事業場を有する社会的に影響力の大きい企業で裁量労働制の不適正な運用が認められた場合には、労働局長が直接指導を行った上で企業名を公表するとする通達を出しました。裁量労働制をめぐる一定の問題が見られたケースに対し、自主的改善を促す措置として指導・公表を行うとするものです。

毎月勤労統計調査に係る雇用保険、労災保険等の追加給付について

厚生労働省が、毎月勤労統計調査を不適切な手法で行っていた問題で、雇用保険、労災保険等の具体的な追加給付に関する措置を公表しました。追加給付の可能性のある対象は主に以下の通りです。

①雇用保険関係

基本手当、再就職手当、高年齢雇用継続給付、育児休業給付を平成16年8月以降に受給された方

②労災保険関係

傷病（補償）年金、障害（補償）年金、遺族（補償）年金、休業（補償）給付などを平成16年7月以降に受給された方

③事業主向け助成金

雇用調整助成金の支給決定の対象となった休業等期間の初日が平成16年8月から平成23年7月の間であったか、平成26年8月以降であった事業主

相談窓口が設置されましたが、厚生労働省は、住所や所在地データが手紙で連絡をすることにしています。

